

不良債権の現状について

1 自己査定について

当行では、与信性の資産に加え、有価証券、動産・不動産等のその他の資産も含め、原則全資産について自己査定を行っており、査定対象資産は、総資産53兆円のうち、現預金等資産の性格上毀損の懸念がまったくない資産を除いた51兆円となります。このうち返済状況に問題のある先、信用格付の低い先等、さまざまな切り口で対象先を幅広く抽出したうえで、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」および「破綻先」の5つの債務者区分に分け、さらに各取引先の担保条件等を勘案して、債権の回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて、資産を ~ の区分に分類しています。与信性の資産については、営業店が第一次査定、審査部門が第二次査定を行い、その他の資産については、所管部が査定を実施した後、査定部署とは独立した部署である与信監査部が、自己査定基準にそった査定となっているかどうかの検証を一元的に行っています。

また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても、原則として銀行本体と同様に自己査定を実施しています。

2 償却・引当ルール

金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等にそった基準で半期ごとに実施する自己査定の結果に基づき、償却・引当に係る行内ルールに従って適正な償却・引当を行っています。

また、銀行グループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象会社においても、原則として銀行本体と整合した償却・引当ルールを採用しています。

「破綻先・実質破綻先」

個々の債務者ごとに分類された 分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則貸倒償却するとともに、 分類の全額について、個別貸倒引当金を計上しています。

「破綻懸念先」

個々の債務者ごとに分類された 分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し、個別貸倒引当金を計上しています。

「要注意先・正常先」

個々の債務者ごとの償却・引当は行わず、グループごとの与信残高に対して、貸倒実績率に基づき一括して一般貸倒引当金を計上しています。

具体的には、要注意分類先について、貸倒リスクに応じてグループ分けし、グループごとの引当率を適用しています。グルーピングは、要管理先債権^(注)とそれ以外に区分し、後者をさらに債務の履行状況や信用格付等を勘案して細分化しています。

要管理先債権の引当率については、担保・保証等で保全されている部分も含め債権総額に対して15%の引当を行っています。

また、それ以外については、上記グループごとの過去の貸倒実績率をもとに延滞の有無等を勘案し決定しており、平均引当率は2.1%となっています。

正常先(全額非分類の要注意先を含む)については過去の貸倒実績等から算出される貸倒実績率に基づき、今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金として計上しており、引当率は0.2%となっています。

(注)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に定める債権区分の一つである要管理債権は、貸出金件別ごとに「3カ月以上延滞」もしくは「貸出条件緩和」に該当するものを抽出したのですが、債権の一部または全部がこの要管理債権となる「要管理先」に係る債権すべてを要管理先債権とし、引当の対象債権としています。

3 平成12年9月中間期の処理実績

平成12年9月中間期の不良債権処理額は、一般貸倒引当金を含め総額1,993億円となりました。これは、引き続き倒産や地価下落等による資産劣化による影響を受けたことに加え、債権放棄要請への対応等も含めた所要の引当、さらには(株)さくら銀行との統合を展望して不良債権の最終処理に向けた対応を行った結果です。

内訳としては、貸出金償却545億円、個別貸倒引当金繰入額2,665億円のほか、共同債権買取機構売却損43億円、不動産担保付債権等の流動化策として投資家へ売り切り方式による売却を実施したことによる延滞債権等売却損31億円に対し、個別の手当による処理を進めた結果、一般貸倒引当金戻入額1,279億円、特定海外債権引当勘定戻入額7億円となっています。この結果、貸倒引当金残高は9,588億円の水準となりました。

(なお、平成12年9月中間期末における直接減額は7,633億円(平成12年3月期末比323億円増加)となっています。)

また、連結ベースでは、平成12年9月中間期に総額2,281億円の処理費用を計上し、その結果、貸倒引当金残高は1兆136億円となりました。

貸倒償却等費用(含む一般貸倒引当金繰入額)

(単位:億円)

| | |
|---------------|----------------------|
| 貸出金償却 | 545 |
| 個別貸倒引当金繰入額 | 2,665 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | 1,279 ^(注) |
| その他 | 62 |
| 貸倒償却引当費用計(単体) | 1,993 |

(注) 業務純益に計上しているベース。

貸倒償却引当費用(連結損益計算書ベース)

2,281

4 不良債権等の開示

1. 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」)」に基づいて査定した資産を「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」および「正常債権」に4区分し各債権額を開示していますが、当行の平成12年9月中間期末における正常債権を除く開示債権総額は、2兆1,645億円(平成12年3月期末比2,475億円増加)となりました。

なお、各債権額の概要は以下のとおりです。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：1,818億円(平成12年3月期末比90億円減少)

自己査定において破綻先および実質破綻先として債務者区分された債務者に対する債権額のうち、回収不能または無価値と判定される部分(分類額)を直接償却^(注)した残額です。

このうち、分類額については全額引当をしていますので、これを除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権となります。

(注) 税法基準で無税償却適状となっていない債権についても、財務会計上、すべて直接償却を行っています(直接減額)

平成12年9月中間期末における直接減額は7,633億円です。

「危険債権」：1兆8,387億円(平成12年3月期末比4,875億円増加)

自己査定において、破綻懸念先として債務者区分された債務者に対する債権額です。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外を分類とし、そのうち個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上しています。この分類額に対する平均引当率は64.2%となっています。

「要管理債権」：1,440億円(平成12年3月期末比2,310億円減少)

自己査定における要注意先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権です。

「正常債権」：32兆9,879億円

これは、平成12年9月中間期末時点で当行が保有する貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権に相当します。

従って、「正常債権」は、自己査定における要注意先債権のうち、「要管理債権」に該当しない部分と正常先債権の合計に相当し、相対的に貸倒リスクが小さい債権といえます。

自己査定、開示および償却・引当との関係（単体）

直接減額実施後ベース
未収利息不計上基準：自己査定における債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先、破綻先である債務者に対する貸出金の未収利息を不計上としています。

（単位：億円）

| 自己査定の債務者区分 | 金融再生法に基づく開示債権 | 保全状況 | 引当方針 (平成12年度上期) | 引当金残高 (引当率) (注)1 |
|-----------------------------------|---|---|--|---|
| 破綻先 | 破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権 1,818 () (12/3末比 90) | 担保・保証等による 回収可能部分 1,785 ㊶ | 回収不能額を全額償却 (直接減額含む)ないし全額引当。 (直接減額 12/9末:7,633億円) (12/3末:7,310億円) | 65 (注)2 (100%) 個別貸倒引当金 |
| 実質破綻先 | | 上記以外 33 | | |
| 破綻懸念先 | 危険債権 18,387 () (12/3末比+4,875) | 担保・保証等による 回収可能部分 7,317 ㊷ | 債権の回収可能性等を勘案して 個別に査定の上、必要とする額 を引当。 | 7,110 (注)2 (64.2%) |
| 要注意先 | | 上記以外 11,070 | | |
| 正常先 | 要管理債権 1,440 () (12/3末比 2,310) (注)3 要管理先債権 | 要管理債権のうち担 保・保証等による保 全部分 356 ㊸ | 債務者宛債権総額に対して15%。 自己査定の債務者区分（要注意 先、正常先）に応じて、過去の貸 倒実績率に基づいて将来の予想 損失額を引当。なお、要注意先 に係る債権（除く要管理先債権） については債務の履行状況、信 用格付等を勘案したグループに 細分化して引当。 | 要管理債権 に対する 引当216 (15.0%) 平均 (2.1%) (0.2%) 一般貸倒 引当金 合計 2,297 |
| | 正常先 | 正常債権 329,879 | | |
| 特定海外債権引当勘定 | | | | 116 |
| 総計 351,524 | | 貸倒引当金計 | | 9,588 |
| | | ㊷ 個別貸倒引当金+要管理債権 に対する一般貸倒引当金 | | 7,391 |
| ㊶ + + 21,645 (12/3末比+2,475) | | ㊷ 担保・保証等による回収可能部分 (㊶+㊷+㊸) 9,458 | ㊸ 左記以外 (㊶-㊷) 12,187 | |
| | | 担保・保証等による回収可能部 分控除後債権に対する引当率 (㊷/㊷) 60.6% (12/3末比+15.1%) | | |

- (注) 1. 引当率は、各債務者区分に対する各引当額によるカバー率を示していますが、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」については、開示額から担保・保証等による回収可能部分の金額を除いた残額に対するカバー率を示しています。
2. 金融再生法開示対象外のオンバランス・オフバランス資産に対する引当が一部含まれています。
(破綻先・実質破綻先：32億円、破綻懸念先：72億円)
3. 要管理債権は、貸出金件別単位で集計した債権額であるのに対し、要管理先債権は、要管理債権を有する債務者宛債権を集計した債権額です。また、要管理先債権については、債権総額に対して15%を乗じた額の一般貸倒引当金を計上しています。

2. リスク管理債権の状況

不良債権にかかわるディスクロージャーとしては、金融再生法に基づく開示とは別に、銀行法に基づき「リスク管理債権」を開示しています。

平成12年9月中間期末におけるリスク管理債権は2兆1,130億円となり、平成12年3月期末比2,289億円の増加となっています。

なお、当行では、未収利息の計上基準として、税法規定に基づく形式基準ではなく自己査定結果に基づく実質基準を採用していますので、自己査定結果、金融再生法に基づく開示債権、リスク管理債権の相互関係はより明確化され、リスク管理債権は、貸出金以外の外為与信、仮払金などの債権(515億円)が開示対象に含まれないという点を除き、基本的に金融再生法に基づく開示債権と一致しています。

また、連結ベースでは、平成12年9月中間期末のリスク管理債権(直接減額後)は2兆4,226億円となり、平成12年3月期末比2,193億円の増加となっています。

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権との関係(単体)

(単位: 億円)

| 自己査定における債務者区分 | 金融再生法に基づく開示債権 | | リスク管理債権 (貸出金残高に占める比率) | | 差額 |
|---------------|----------------------------|---|--------------------------|----------|-----|
| | (貸出金) | (その他の債権) | (貸出金) | (その他の債権) | |
| 破綻先 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,818 | | 破綻先債権 750(0.2%) | 515 | |
| 実質破綻先 | | | 延滞債権 18,940(6.0%) | | |
| 破綻懸念先 | 危険債権 18,387 | 3カ月以上延滞債権 249(0.1%) 貸出条件緩和債権 1,191(0.4%) | | | |
| 要注意先 | 要管理債権 1,440 | | | | |
| 正常先 | (正常債権) | | | | |
| | 開示額合計 (除く正常債権) 21,645 | | 開示額合計 21,130(6.6%) | = | 515 |

(注) それぞれ以下の額を直接減額しています。
 金融再生法に基づく開示債権: 7,633億円
 リスク管理債権: 7,446億円

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の主な相違点

対象債権は、金融再生法に基づく開示債権では貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金および支払承諾見返ですが(ただし、要管理債権は貸出金のみ)、リスク管理債権では貸出金のみです。

計上の単位については、金融再生法に基づく開示債権は債務者単位(ただし、「要管理債権」は貸出金件別単位)ですが、リスク管理債権は貸出金件別単位です。ただし、当行は以下のとおり、平成11年3月期より未収利息の計上基準を変更していますので、当行が開示するリスク管理債権は、「要管理債権」にあたる「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」を除いて、債務者単位での貸出金額と等しくなります。従いまして、金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の相違点は、当行についていえば実質的にのみとなります。

リスク管理債権の区分に関する補足説明

自己査定の債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」および「破綻懸念先」である債務者宛貸出金については、延滞の有無にかかわらず、すべて未収利息不計上としていますので、「破綻先債権」および「延滞債権」は自己査定における債務者区分の「破綻先」「実質破綻先」および「破綻懸念先」債務者宛の貸出金額と一致しています。

「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」は金融再生法に基づく開示債権の「要管理債権」に一致し、自己査定との関係では、「要注意先」債務者宛債権の一部を構成しています。

連結ベース不良債権等の状況

リスク管理債権の状況

(単位：億円)

| | 連 結 | | | 単 体 | | |
|--------------|------------------------|------------|----------------|------------------------|------------|----------------|
| | 平成12年 9月中間期末 | 貸出金 残高比 | 平成12年 3月期末比 | 平成12年 9月中間期末 | 貸出金 残高比 | 平成12年 3月期末比 |
| 破綻先債権 | 921 | (0.3%) | 48 | 750 | (0.2%) | 20 |
| 延滞債権 | 20,980 | (6.3%) | 4,361 | 18,940 | (6.0%) | 4,579 |
| 3カ月以上延滞債権 | 674 | (0.2%) | 118 | 249 | (0.1%) | 154 |
| 貸出条件緩和債権 | 1,651 | (0.5%) | 2,098 | 1,191 | (0.4%) | 2,156 |
| リスク管理債権計 (a) | 24,226 ^{(注)1} | (7.3%) | 2,193 | 21,130 ^{(注)2} | (6.6%) | 2,289 |

(注) 1. 直接減額を 9,700億円実施しています。
2. 直接減額を 7,446億円実施しています。

貸倒引当金の状況

(単位：億円)

| | 連 結 | 単 体 |
|-------------|--------|-------|
| 一般貸倒引当金 | 2,320 | 2,297 |
| 個別貸倒引当金 | 7,699 | 7,175 |
| 特定海外債権引当勘定 | 117 | 116 |
| 貸倒引当金計 (b) | 10,136 | 9,588 |
| 引当率 (b)/(a) | 41.8% | 45.4% |

開示債権の地域別構成 (単体)

(単位：億円)

| | 金融再生法に基づく開示債権 (構成比) | リスク管理債権 (構成比) |
|----------|------------------------|------------------|
| 国内 | 20,806 (96.1%) | 20,412 (96.6%) |
| 海外 | 839 (3.9%) | 718 (3.4%) |
| アジア | 603 (2.8%) | 514 (2.4%) |
| インドネシア | 195 (0.9%) | 195 (0.9%) |
| 中国 | 106 (0.5%) | 90 (0.4%) |
| タイ | 93 (0.4%) | 80 (0.4%) |
| 香港 | 122 (0.6%) | 78 (0.4%) |
| その他 | 87 (0.4%) | 71 (0.3%) |
| 北米 | 213 (1.0%) | 182 (0.9%) |
| 中南米 | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |
| 西欧 | 6 (0.0%) | 6 (0.0%) |
| 東欧 | 17 (0.1%) | 16 (0.1%) |
| 中近東・アフリカ | — (—) | — (—) |
| 国内・海外計 | 21,645 (100.0%) | 21,130 (100.0%) |

(注) 債権者所在国を基準に集計しています。

開示債権の業種別構成 (単体)

(単位：億円)

| | 金融再生法に基づく開示債権 (構成比) | リスク管理債権 (構成比) |
|---------------|------------------------|------------------|
| 国内 | 20,806 (100.0%) | 20,412 (100.0%) |
| 製造業 | 633 (3.0%) | 628 (3.1%) |
| 第一次産業 | 39 (0.2%) | 39 (0.2%) |
| 建設業 | 5,712 (27.4%) | 5,546 (27.2%) |
| 卸売・小売業、飲食店 | 1,686 (8.1%) | 1,659 (8.1%) |
| 金融・保険業 | 871 (4.2%) | 780 (3.8%) |
| 不動産業 | 5,047 (24.3%) | 5,040 (24.7%) |
| 運輸・通信・その他公益事業 | 166 (0.8%) | 165 (0.8%) |
| サービス業 | 6,363 (30.6%) | 6,266 (30.7%) |
| 地方公共団体 | — (—) | — (—) |
| その他 | 289 (1.4%) | 289 (1.4%) |
| 海外 | 839 | 718 |
| 政府等 | — | — |
| 金融機関 | 75 | 74 |
| 商工業 | 764 | 644 |
| その他 | — | — |
| 国内・海外計 | 21,645 | 21,130 |